

## 中小企業者の定義について

このガイドブックで紹介する施策について、特に注がない限り「中小企業」及び「小規模企業」とは、以下の者を指します。

### 中小企業者の範囲

中小企業基本法では、中小企業者の範囲を次のように定義しています。

業 種 分 類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金3億円以下 又は 従業者数300人以下
卸 売 業	資本金1億円以下 又は 従業者数100人以下
小 売 業	資本金5千万円以下 又は 従業者数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下 又は 従業者数100人以下

※中小企業信用保険法等の中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業としています。

※上記の業種分類は第10回改訂版日本標準産業分類に基づきます。

### 小規模企業者の範囲

製造業その他	商業・サービス業
従業員20人以下	従業員5人以下

※第183回通常国会で成立した小規模企業活性化法を受け、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業は従業員20人以下の事業者を小規模企業者としています。

上記に掲げた中小企業者の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業者」として扱われている範囲が異なることがあります。例えば、法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本金1億円以下の企業です。

なお、本ガイドブックでは、通常定義と異なる場合にはその旨明記してあります。

※ 中小企業の定義について詳しくは中小企業庁ホームページ「中小企業・小規模企業者の定義」のページをご参照下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>